

## 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

【大田原市】

種 別		床面積 (m <sup>2</sup> )			手数料 (円)
		m <sup>2</sup> ≤ (以上)	~	< m <sup>2</sup> (未満)	
非住宅・住宅の別	用途及び評価方法				
非住宅	工場、倉庫等 【モデル建物法】		~	300	18,000
		300	~	1,000	25,000
		1,000	~	2,000	35,000
		2,000	~	5,000	89,000
		5,000	~	10,000	130,000
		10,000	~	25,000	160,000
		25,000	~		200,000
	工場、倉庫等以外 【モデル建物法】		~	300	82,000
		300	~	1,000	100,000
		1,000	~	2,000	130,000
		2,000	~	5,000	220,000
		5,000	~	10,000	290,000
		10,000	~	25,000	340,000
		25,000	~		400,000
	工場、倉庫等 【標準入力法】		~	300	21,000
		300	~	1,000	29,000
		1,000	~	2,000	40,000
		2,000	~	5,000	95,000
		5,000	~	10,000	140,000
		10,000	~	25,000	170,000
		25,000	~		210,000
	工場、倉庫等以外 【標準入力法】		~	300	236,400
		300	~	1,000	296,200
		1,000	~	2,000	380,000
2,000		~	5,000	531,700	
5,000		~	10,000	658,800	
10,000		~	25,000	777,700	
25,000		~		884,000	
住宅	一戸建ての 住宅	性能基準	~	200	32,000
			200	~	36,000
		併用法	~	200	24,000
			200	~	26,000
	共同住宅等	性能基準	~	300	65,000
			300	~	100,000
			2,000	~	180,000
			5,000	~	260,000
		併用法	~	300	48,000
			300	~	80,000
			2,000	~	140,000
			5,000	~	200,000

※省エネ適判の計画変更及び軽微該当証明書に係る各申請手数料は、上記金額の1/2に相当する金額です。

※住宅用途・非住宅用途の複合用途については、それぞれの手数を合算した金額です。

モデル建物法	建築用途ごとに建物形状や室用途構成などを仮定し（これを「モデル建物」という。）これに対して、導入される設備等の仕様を適用する方法
標準入力法	建築物に設ける全ての室単位で床面積や設置設備機器等の入力を行う方法
性能基準	住宅の外皮性能、平均日射熱取得率及び一次消費エネルギーの算定において、WEBプログラムを用いて評価する方法
併用法	住宅を評価する手法の一方を仕様基準とし、もう一方を性能基準を用いて行う方法